

枚方市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 30 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	大	西	正	人
同	岩	本	優	祐
同	山	口		勤

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市長公室 秘書課
 広報課
 広聴相談課
 人権政策室

総合政策部 企画課
 政策推進課
 行革推進課

(2) 対象事務

平成 28 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 3 月 29 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

〔人権政策室〕

○特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会に関する事務処理について

特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会へ支出している補助金の積算に際し、平成 22 年に算出した業務量算出結果による割合を見直さずに現在もそのまま使用している状況が見受けられた。また、委託料の積算に際し、人権政策室の委託事業のみに、同協会の「運営に要する間接的な経費」を算入している状況が見受けられた。

今後、補助金及び委託料の積算に当たっては、現状に即した経費の算定を行うよう要望する。

○枚方市男女共同参画担当の事務処理について

枚方市男女共生フロア・ウィルの事務処理については、施設内に設置されているコピー機の使用料の収納が長期間行われていなかった。

会計規則等に基づき、適切に事務を執行するよう要望する。

また、緊急一時保護事業委託契約に係る平成 27 年 1 月分の委託料が平成 27 年度に過年度支出により支払われていた。

過年度支出は会計年度独立の原則の例外であり、支出の特例であるため、今後は当該年度において適切に事務を執行するよう要望する。

[行革推進課]

○指定管理者制度について

本市では、市民サービスの向上及び効率的・効果的な施設管理運営を図るため、指定管理者制度の導入を推進している。

指定管理者制度に係る事務は、モニタリングを含めそれぞれの施設所管課が行い、行革推進課は指定管理者選定委員会に関する事務を所管するとともに、制度運用の総括的な役割を担っている。

これまでの公の施設の指定管理者監査の結果においては、多くの施設所管課、指定管理者に共通して、モニタリングに課題があった。

今後、指定管理者制度の導入の拡大に当たっては、より効率的・効果的な行政運営と市民サービスの一層の向上を図るためにも、モニタリングに係る課題解決に取り組むとともに、引き続き、施設所管課への支援を行うよう要望する。

[秘書課]

[広報課]

[広聴相談課]

[企画課]

[政策推進課]

特に指摘すべき事項はなかった。